

指導手の皆様へ

申請書記載上の留意事項

◎申請書の提出期限は、令和6年9月27日（金）とさせていただきます。

共通事項

- ・ 申請書の提出は、早目に行ってください。（添付書類などは後追いの提出も可能です。）特に、新規の方の場合は、（指導手、所有者いずれも）事前に教えてください。
- ・ 申請書は、申請者の住所を管轄する警察署を通じて申請をお願いします。
- ・ 郵送でもいいですが、直接本部鑑識課への送達はしないでください。
- ・ 申請書が足りない場合は、最寄りの警察署から受理するか、コピーをする等してください。（本部でも受け付けます。）
- ・ 氏名ふりがなは、必ず記載をお願いします。
※ 式典などで名前を読み上げる、連絡をとる等の際に必要なためです。
- ・ 電話番号は、自宅電話、携帯電話両方の記載をお願いします。
※ 出勤をお願いする場合、謝礼金の手続き、式典等への出席の有無の確認等に必要なためです。
所有者と実質的な取扱いをされる方が異なる場合は、実質的な取扱者の携帯電話番号を記載してください。その際電話番号の名義人の添書きをお願いします。
- ・ **申請書類の押印は不要**です。訂正がある場合は二重線を引き、訂正箇所の上に正しい文字を記載してください。
- ・ 申請書は、ボールペン又は万年筆等の消えないものを使用してください。
鉛筆、フリクションペン等の文字が消せるものは、使用しないでください。
- ・ 申請書は、**申請者本人が記入**してください。代理の方等が代筆される場合は、申請者本人が御確認をお願いします。
- ・ 嘱託警察犬指導手申請書と嘱託警察犬審査申請書に間違いがないか確認してください。
申請警察犬の所有者とその警察犬を使用する指導手が異なる場合は、今一度、双方で間違いがないかご確認をお願いします。
- ・ 住所等の地名の正確な記載をお願いします。
東町3-10-2といった記載ではなく、東町3丁目10番地2や東町3丁目10番2号というように正確に記載してください。

嘱託警察犬指導手申請書について

- ・ 指導手が使用する警察犬の全ての記載をお願いします。
- ・ 職業は、会社員、公務員等の記載だけでなく、その後に勤務先等正式な会社名、公務所名又は自営であれば正式な屋号の記載をお願いします。

嘱託警察犬審査申請書について

- ・ 申請警察犬を使用する全ての指導手の記載をお願いします。
- ・ 職業は、会社員、公務員等の記載だけでなく、その後に勤務先等正式な会社名、公務所名又は自営であれば正式な屋号の記載をお願いします。
- ・ 訓練資格合格証書は、添付不要です。申請書経歴欄に記載してください。
- ・ **血統書の写し、狂犬病予防注射済み証明書の写し**を各1通添付してください。血統書の写しは新規申請時のみで、更新の場合は不要です。